

大町市福祉医療費特別給付金条例

○大町市福祉医療費特別給付金条例

昭和55年3月27日

条例第4号

改正 昭和56年6月30日条例第21号

昭和57年1月5日条例第1号

昭和57年3月29日条例第13号

昭和58年1月28日条例第1号

昭和58年6月29日条例第17号

昭和61年6月13日条例第28号

平成5年9月30日条例第23号

平成6年9月30日条例第17号

平成8年3月29日条例第7号

平成8年6月30日条例第20号

平成10年3月31日条例第6号

平成11年12月28日条例第31号

平成12年12月25日条例第53号

平成13年3月27日条例第15号

平成15年3月20日条例第8号

平成18年3月24日条例第10号

平成18年6月26日条例第30号

平成20年3月19日条例第5号

平成20年9月24日条例第23号

平成21年12月21日条例第20号

平成22年3月17日条例第3号

平成23年3月15日条例第6号

平成24年3月26日条例第7号

平成24年12月21日条例第31号

平成26年10月1日条例第24号

平成28年12月28日条例第25号

平成29年12月22日条例第24号

令和2年3月18日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、子ども、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子等が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費特別給付金（以下「特別給付金」という。）を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に

大町市福祉医療費特別給付金条例

ある者をいう。

(2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級から4級までに該当するもの

イ特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項の規定に該当する者

ウ療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者

エ戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、障害程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる特別項症から第四項症までに該当するもの

オ国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める障害の状態にある者

カ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級又は2級に該当するもの

キ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証を交付された者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する医療（以下「精神通院医療」という。）を受けるもの

(3) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者（高等学校を卒業した者を除く。以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）

イアに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等（以下「母子家庭の子」という。）

ウ母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等（以下「父母のない児童」という。）

(4) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に18歳未満の児童等を扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

イアに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等（以下「父子家庭の子」という。）

(5) 健康保険法等 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法

大町市福祉医療費特別給付金条例

(昭和28年法律第245号)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)をいう。

(6) 保険医療機関等 健康保険法等の規定に基づく被保険者、組合員及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定に基づく医療等を受けることができる者(以下「後期高齢者医療被保険者」という。)に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

(7) 協力医療機関等 前号の保険医療機関等のうち、特別給付金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)が提示する受給者証により受給者資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会が定める方法により同会へ提供する事務及び市長が別に定める医療費貸付制度の運用に関する事務の実施について市長と契約を締結したものをいう。

(8) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)の規定に基づく訪問看護療養費明細書並びに健康保険法等又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書(柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に付随するものを除く。)をいう。

(9) 保護者 受給資格者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族(親族ではないが事実上親族と同様の関係にある者も含む。)をいう。

(10) 医療費 健康保険法等の規定に基づく医療保険による療養に要した費用及び高齢者医療確保法の規定に基づく医療(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)又は訪問看護療養費の支給に要した費用をいう。ただし、第2号のキに該当する者にあつては、精神通院医療に要した費用をいう。(受給資格者)

第3条 特別給付金は、前条第1号から第4号までに規定する者(これらの2以上に該当する者については、いずれか一に限る。)で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

(1) 本市に住所を有する者(本市に居住している者であつて、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて市長が承認したものを含む。)

(2) 本市の区域外に所在する特定施設(障害者総合支援法第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に入所する障害者のうち、同法第19条第3項の規定により市長が支給決定を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、特別給付金の支給対象としない。

大町市福祉医療費特別給付金条例

- (1) 特定施設に入所する障害者のうち、障害者総合支援法第19条第3項の規定により本市以外の市町村長が支給決定を行うもの
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者
- (4) 母子家庭の母及び父子家庭の父で、その者の前年の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。）が同令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするもの前年の所得が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの
- (5) 母子家庭の子及び父子家庭の子で、その者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの
- (6) 父母のない児童で、その者若しくはその者の養育者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているもの前年の所得が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの

（受給者証の交付）

第4条 受給資格者は、特別給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ市長に受給者証の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、受給資格者の要件を審査し、要件を満たす者については、受給者資格を登録の上、受給者証を交付するものとする。

（受給資格者の得喪）

第5条 受給資格者が特別給付金の受給資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 受給資格者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日

(2) 出生又は転入したとき並びに他法等で療養の給付等を受けていた者が新たに受給資格者となったとき 当該事実の発生した日

2 受給資格者が特別給付金の受給資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 受給資格者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の末日（その日が月の初日であるときは、前月の末日）

(2) 死亡又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日

(3) 他法等で療養の給付を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

（支給額）

第6条 特別給付金の支給額は、医療費のうち次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 健康保険法等の規定により保険者の負担する額

(2) 健康保険法等の規定に基づき、保険者の規約、定款等で健康保険法等に規定

大町市福祉医療費特別給付金条例

- する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 障害者で、高齢者医療確保法の規定に基づく医療、特定療養費の支給又は訪問看護療養費の支給を受けた場合にあつては、後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の負担する額
- (4) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、同法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額
- (5) 大町市福祉医療費資金貸付規則（平成15年規則第7号）により療養の給付等を受けたときを除き、健康保険法等又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した診療報酬明細書等ごとに500円
- (6) 他の法令等の規定により国及び地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けたときは、その額
- （受給者証の提示）

第7条 受給資格者は、保険医療機関等又は協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（精神通院医療を受ける者にあつては、自立支援医療受給者証を含む。以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。

（申請）

第8条 受給資格者又は受給資格者の保護者（以下「受給者」という。）は、受給資格者が受診した日の属する月の翌月の末日までに市長に特別給付金を申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、受給資格者が前条の規定により協力医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき、長野県国民健康保険連合会から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給資格者から市長に給付金の支給申請があつたものとみなす。
- 3 受給資格者は、健康保険法等又は高齢者医療確保法の規定により被保険者等又は後期高齢者医療被保険者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担等を支払った後でなければ、第1項の申請を行うことができない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、受給資格者のうち、子どもが前条の規定により協力医療機関等で被保険者証等及び受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき、長野県国民健康保険連合会又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給資格者から市長に給付金の支給申請があつたものとみなす。
- 5 前項の場合において、給付金の支給は、当該協力医療機関に支払うことによって行うことができる。

大町市福祉医療費特別給付金条例

6 前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該受給者に対する給付金とみなす。

7 特別給付金は、診療を受けた日の属する月から起算して1年を超えるものについては、申請することができない。

(給付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否を決定する。

(特別給付金の支給)

第10条 市長は、前条の規定により特別給付金の支給を決定したときは、当該受給者に特別給付金を支給する。

2 受給資格者が、特別給付金の支給を受ける以前に死亡した場合は、保護者にこれを支給する。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特別給付金として受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき医療費を、その者に代り当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し、特別給付金の支給があったものとみなす。

(転貸等の禁止)

第11条 特別給付金を受ける権利は、これを転貸し、又は譲渡してはならない。

(支給の制限)

第12条 受給資格者の傷病が第三者の行為によってなされ、かつ、その者によって医療費の負担がなされた場合には、その限度において第6条の規定にかかわらず、特別給付金の支給を行わない。

(特別給付金の返還)

第13条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により特別給付金の支給を受けたと認められるときは、既に給付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

2 大町市老人医療費特別給付金条例（昭和46年条例第23号。以下「旧老人医療費特別給付金条例」という。）、大町市中心身障害者医療費特別給付金条例（昭和47年条例第12号。以下「旧心身障害者医療費特別給付金条例」という。）、大町市乳幼児医療費特別給付金条例（昭和48年条例第13号。以下「旧乳幼児医療費特別給付金条例」という。）及び大町市母子家庭等医療費特別給付金条例（昭和49年条例第42号。以下「旧母子家庭等医療費特別給付金条例」という。）は、廃止する。

3 この条例の施行前に旧老人医療費特別給付金条例、旧心身障害者医療費特別給付金条例、旧乳幼児医療費特別給付金条例及び旧母子家庭等医療費特別給付金条例の規定に基づき支給を受けることのできる者の特別給付金については、なお従前の例

による。

附 則（昭和56年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年1月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第13号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月28日条例第1号）

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この条例の施行日前において行われた医療に係る改正前の条例の規定による特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年6月29日条例第17号）

1 この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

2 昭和58年6月30日において、現に改正前の条例の独り暮らしの寡婦等に該当し、昭和58年7月1日以降も引続き該当している者については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年6月13日条例第28号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2 この条例の施行日前において行われた医療に係る改正前の条例の規定による特別給付金については、改正後の条例の規定による給付とみなす。

附 則（平成5年9月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年9月30日条例第17号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第7号）

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

2 この条例の施行日前において行われた医療にかかる改正前の条例の規定による特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月30日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行日前において行われた医療にかかる改正前の条例の規定による特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月28日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行日前において行われた医療にかかる改正前の条例の規定による

大町市福祉医療費特別給付金条例

特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第53号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成15年3月20日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例中、第1条の規定は平成15年4月1日から、第2条の規定は平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例第2条の改正規定の施行期日（以下「施行日」という。）前に行われた療養の給付等に係る給付金の支給については、平成16年2月28日までに市長に申請されたもの限り、なお従前の例による。
- 3 施行日前において現にこの条例第2条の改正規定による改正前の大町市福祉医療費特別給付金条例第3条に規定する65歳以上で70歳未満の独り暮らしの者等に該当するものとして市に受給者資格が登録されている者で、施行日以降も引き続き当該要件に該当している70歳未満のものについては、この条例第2条の改正規定による改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例（以下「改正後の条例」という。）第3条に規定する68歳以上70歳未満の者とみなして改正後の条例の規定を適用する。
- 4 施行日から平成15年7月31日までに行われた療養の給付等に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第3条中「所得（1月から7月までの療養の給付等については、前々年の所得とする。以下同じ。）」とあるのは、「所得」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年3月24日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第30号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。

（特定施設に入所する障害者に関する規定の適用）

- 2 この条例による改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例第3条の規定（特定施設に入所する者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の大町市福祉医療費特別給付金条例（以下「旧条例」という。）第3条の68歳以上70歳未満の者に該当している者については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。この場合において、旧

大町市福祉医療費特別給付金条例

条例第5条第4号中「老人保健法第28条の規定の例により算出した一部負担金、同法第31条の2第2項に基づく標準負担額及び同法第46条の5の2第4項に基づく厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（これらの一部負担金等の支払いをした者に対し、同法第46条の8に規定する高額医療費が支給された場合は、当該支給額を控除した額）に相当する額」とあるのは「健康保険法第74条第1項第2号及び同法第110条第2項第1号のハの規定により算出した一部負担金並びに同法第85条第2項に基づく食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に基づく生活療養標準負担額（これらの一部負担金等の支払いをした者に対し、同法第115条に規定する高額医療費が支給された場合は、当該支給額を控除した額）に相当する額」とする。

附 則（平成20年9月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月21日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる療養の給付等から適用し、同日前の療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月17日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる療養の給付等から適用し、同日前の療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月15日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる療養の給付等から適用し、同日前の療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる療養の給付等から適用し、同日前の療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月21日条例第31号）

大町市福祉医療費特別給付金条例

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第24号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条による改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例の規定は、平成30年8月1日以後の療養の給付又は療養費の支給から適用し、同日前の療養の給付又は療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月18日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大町市福祉医療費特別給付金条例の規定は、令和2年4月1日以後の療養の給付又は療養費の支給から適用し、同日前の療養の給付又は療養費の支給については、なお従前の例による。

大町市福祉医療費特別給付金条例施行規則

○大町市福祉医療費特別給付金条例施行規則

昭和55年3月31日

規則第3号

改正 昭和58年1月28日規則第1号

平成3年6月24日規則第12号

平成8年6月30日規則第18号

平成15年3月20日規則第6号

平成16年3月9日規則第5号

平成20年3月19日規則第4号

平成28年3月31日規則第25号

平成29年12月22日規則第28号

令和2年3月27日規則第13号

令和2年5月19日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市福祉医療費特別給付金条例（昭和55年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、大町市福祉医療費特別給付金受給者証交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 受給資格者又は受給資格者の保護者の加入している健康保険法等の保険者証又は組合員証

(2) 身体障害者手帳等受給資格要件に該当することを証する書類

(3) その他申請に必要な書類

(受給者証の様式)

第3条 条例第4条第2項に規定する受給者証は、大町市福祉医療費特別給付金受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）とする。

(受給者証の有効期間)

第4条 受給者証は、次の各号に定めるものを除き、交付の日以降最初に到来する10月末日までを期間とし、交付するものとする。ただし、受給者証の交付の日以降最初に到来する10月末日前に資格を喪失する場合は、応当日までとする。

(1) 子ども（条例第2条第1号に規定する者をいい、同条第3号イ及びウ並びに同条第4号イに規定する者を除く。） 資格を喪失する日の属する月の末日までの期間

(2) 障害者（条例第2条第2号アからカまでに規定する者をいう。） 交付の日から起算して3年を超えない範囲で市長が指定する期間又は資格を喪失する日の属する月の末日までの期間

(給付金の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により給付金を受けようとする受給資格者又はその保護者（以下「支給対象者」という。）は、大町市福祉医療費特別給付金支給申請書（様式第4号）に医療機関等の診療報酬の証明書又は領収書等（以下「医療費証明書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

大町市福祉医療費特別給付金条例施行規則

(給付の決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受取り、給付の可否を決定したときは、大町市福祉医療費特別給付金支給決定(却下)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第7条 受給者証の交付を受けている者が、次の各号の一つに該当したときは、大町市福祉医療費特別給付金受給者証変更届書(様式第6号)に受給者証及び保険証等を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 加入医療保険に変更があったとき。
- (3) 届出金融機関等に変更があったとき。
- (4) 受給資格を喪失したとき。
- (5) 他の受給要件に該当したとき。

(受給者証の更新)

第8条 受給者証の交付を受けている者であって、第4条に規定する期間以降も受給資格のあるものにあつては、その期間の到来する日の属する月の初日からその日までの間に、大町市福祉医療費特別給付金受給者証更新申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第9条 受給者証の交付を受けている者は、受給者証を破損又は紛失等したときは、大町市福祉医療費特別給付金受給者証再交付申請書(様式第8号)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給者証の再交付を受けた後において、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに市長に返納しなければならない。

(特別給付金受給者台帳の備付け)

第10条 市長は、特別給付金の支給状況を明らかにするため大町市福祉医療費特別給付金受給者台帳(様式第9号)を備えつけるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 大町市老人医療費特別給付金条例施行規則(昭和45年規則第13号。以下「旧老人医療費特別給付金条例施行規則」という。)、大町市重度心身障害者医療費特別給付金条例施行規則(昭和47年規則第6号。以下「旧重度心身障害者医療費特別給付金条例施行規則」という。)、大町市乳幼児医療費特別給付金条例施行規則(昭和48年規則第6号。以下「旧乳幼児特別給付金条例施行規則」という。))及び大町市母子家庭等医療費特別給付金条例施行規則(昭和49年規則第28号。以下「旧母子家庭等医療費特別給付金条例施行規則」という。))は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に旧老人医療費特別給付金条例施行規則、旧重度心身障害者医療費特別給付金条例施行規則、旧乳幼児医療費特別給付金条例施行規則及び旧母子家庭等医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づき支給を受けることのできる

大町市福祉医療費特別給付金条例施行規則

者の特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年1月28日規則第1号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（平成3年6月24日規則第12号）

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成8年6月30日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則の施行日前において行われた医療にかかる改正前の規則の規定による特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月20日規則第6号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年3月9日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月19日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいてなされた処分、手続、不服申立てその他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月22日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月19日規則第21号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

大町市福祉医療費特別給付金条例施行規則

様式（省略）